

入札保証金について

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の5以上とします。

入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札するとき保証金が納付済みであることを称する書類を呈示しなければなりません。

※ 見積もる契約金額とは、消費税を含む金額です。

2 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

3 入札保証金の納付方法(現金納付)

- (1) 入札保証金納付書発行依頼書(様式7)及び債務者登録票(様式8)に必要事項を記入し、令和2年3月3日(火)午後3時までに提出してください。
- (2) 依頼書に基づき納付書を発行しますので、納付書に記載のある金融機関において納付し、領収書の写しを令和2年3月10日(火)午前11時までに沖縄県森林資源研究センター(担当:長浜)まで提出してください。

4 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に債務者登録票に記載した口座へ還付しますので、入札保証金還付請求書(様式9)を提出してください。